

2010年6月2日 全8頁

# 取引情報保存・報告制度と

## 取引情報蓄積機関

制度調査部  
横山 淳

### 2010年金商法改正関連シリーズ

#### [要約]

- 2010年5月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決され、成立した。
- この中に、いわゆる金融危機を受けた取引情報保存・報告制度が盛り込まれている。主な事項としては、店頭デリバティブ取引等について、①清算集中の対象となる取引などについて清算機関、②それ以外の取引について金融商品取引業者等に対して、取引情報の保存、報告義務を課すとしている。
- ただし、前記②に代えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり取引情報蓄積機関による取引情報の保存、報告を選択することができることとされている。
- 施行は公布日（2010年5月19日）から2年6ヶ月以内の政令指定日が予定されている。

#### はじめに

○2010年5月12日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）が参議院本会議で可決され、成立した（公布は2010年5月19日）<sup>1</sup>。

○これは、いわゆる金融危機を受けた国際的な議論や、わが国での処分事案から明らかになった投資者保護上の問題などを受けて、2010年1月21日に金融庁がとりまとめた『金融・資本市場に係る制度整備について』<sup>2</sup>を踏まえて、金融商品取引法などの改正を行うものである。

○その主な内容を挙げると次のようになる。

#### (1) 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- ①一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用の義務付け（いわゆる清算集中）

<sup>1</sup> 提出時の法案が、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/174/index.html>）に掲載されている。なお、法案は、2010年3月9日に国会提出され、4月20日には衆議院本会議で可決されていた。

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>）に掲載されている。なお、拙稿「金融・資本市場の制度整備」（2010年1月26日付レポート）も参照。

②清算関連の基盤整備

③取引情報保存・報告制度の創設

**(2) 証券会社の連結規制・監督の導入等**

①金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

②一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入

③保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入（保険業法の改正）

**(3) その他の投資者保護のための措置**

①裁判所の禁止・停止命令に違反した法人に対する罰則（両罰規定）

②当局による破産手続開始の申立権の範囲を金融商品取引業者全般に拡大（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の改正）

③信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備（信託業法の改正）

○本稿では、これらのうち(1)③「取引情報の保存・報告制度の創設」について紹介する。

## 1. 取引情報の保存・報告の意義～議論の経緯～

○改正法は、一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用の義務付けることとしている（いわゆる清算集中）。これは、いわゆる金融危機を受けた国際合意などを受けたものである。

○2008年のいわゆる金融危機に当たり、店頭デリバティブ取引を行っている金融機関の破綻が、その取引相手方に波及し、更にそれが連鎖することでシステムック・リスクを惹き起こすことが懸念された。

○こうした懸念に対する対応策の一つが、いわゆる「清算集中」である。即ち、店頭デリバティブ取引について、清算機関を通じた清算を義務付けることにより、清算機関が「防波堤」として機能して（決済不履行リスクのいわゆる遮断機能）他の取引参加者への波及を食い止める、受取りと支払いの相殺（ネットィング）を可能として各当事者の決済不履行のリスクを限定するなど、システムック・リスクの防止を図ろうという訳である。

○この点について、2009年9月のピッツバーグ・サミットでは、「遅くとも2012年末までに、全ての標準化された店頭デリバティブ契約は、適切な取引所又は電子取引プラットフォームにおいて取引され、集中清算機関（central counterparties）を通じて清算されるべきである」との声明が発表されている。わが国でも、今回の改正法の中で、一定の店頭デリバティブ取引を対象に、清算集中を義務付けることが盛り込まれている<sup>3</sup>（改正法による金融商品取引法（以下、改正金融商品取引法156条の62））。

○ところが、「清算集中」による対応には限界がある。即ち、清算機関はどのようなデリバティブ取引でも取り扱うことができる訳ではない。また、ネットィング（相殺）が可能となるのは、基本的に同じ種類の取引においてであり、異なる種類の取引間で可能となる訳ではない。

<sup>3</sup> 拙稿「店頭デリバティブ取引の清算集中」（2010年5月25日付レポート）参照。

- その意味で、「清算集中」による対応が可能なのは、いわゆる標準化された店頭デリバティブ取引ということになる<sup>4</sup>。逆に、個別性の強いタイプの店頭デリバティブ取引の場合、「清算集中」による対応に馴染まないということになる。だからといって、こうした取引を放置したのでは、「清算集中」の対象外となった取引を通じて、システミック・リスクが惹き起こされる危険性が残る。
- そこで、「清算集中」の対象とならない店頭デリバティブ取引についても、当局がリスクを適切に感知できるようにするための仕組みとして、取引情報の保存・報告と、そのための機関を整備すべきだとの指摘がなされるようになった。例えば、前述の2009年9月のピッツバーグ・サミットでも、「OTC（店頭）デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関（trade repositories）に報告されるべきである」との声明が発表されている。
- これらの議論を踏まえて、わが国でも、今回の改正法の中で取引情報の保存・報告制度が整備されることとなったのである。実際、この問題について、政府・当局も国会審議の中で次のような説明を行っている（なお、肩書きは答弁時点のものである。以下同じ）。

### 大塚副大臣の衆議院財務金融委員会での答弁（2010年4月14日）

何点かポイントがあると思いますが、まず、そういう行動をとるインセンティブをそぐためには、集中決済をすることによるリスクの軽減効果が極めて高いという制度をつくれればおのずと参加インセンティブが高まりますので、まずそれが一番重要なことだと思っております。

その上で、それでもなおかつそういった標準的な取引以外の取引を行うことで回避しようという場合には、そういう取引には高い自己資本を賦課するということになるかと思っておりますので、その結果、そうしたマーケットの攪乱要因はある程度抑制されると思っております。

しかし、それを行うためには、そもそもそういう取引が行われているという情報がなければきっちりと捕捉ができないこととなりますので、多分委員も法案の内容はよく御理解いただいていると思っておりますが、情報蓄積機関をどういうふうにつくっていくかというもう一つの問題も密接に関係しております。

（出所）[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

## 2. 取引情報の保存・報告義務

### (1) 清算機関による取引情報の保存・報告

- 清算機関は、清算集中の対象取引などについて、取引情報の保存と当局への報告義務が課される。
- 具体的には、金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関（国内清算機関）又は外国金融商品取引清算機関（外国清算機関）のことは、清算集中の対象となる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関する情報のうち、その金融商品取引清算機関等が債務を負担した取引に係るもの（清算集中等取引情報）について、記録の作成、保存が義務付けられている（改正金融商品取引法156条の63第1項）。

<sup>4</sup> 今回の改正法でも、清算集中の対象とするのは「取引高その他の取引の状況に照らして、その取引に基づく債務の不履行が我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの」に限定されている（改正金融商品取引法156条の62第1、2号）。なお、具体的な対象取引は、今後、内閣府令が定めることとされているが、現時点では、円金利スワップのプレーンバニラ型（国内清算機関、外国清算機関、両者の連携方式のいずれかへの清算集中）とCDSの指標取引のうち「iTraxx Japan」（国内清算機関への清算集中）が想定されている。金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」（平成22年3月）、2010年4月27日の参議院財政金融委員会における大塚副大臣の答弁など参照。

○加えて、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告することも義務付けられている(同第2項)。

○なお、保存・報告が義務付けられる取引情報の内容については、次のように説明されている。

#### 大塚副大臣の衆議院財務金融委員会での答弁(2010年4月14日)

蓄積される情報の種類ですが、基本的には、想定元本と取引相手と取引期間、これが三つの柱だというふうには思っております。

(出所) [http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

#### 田村政務官の参議院財政金融委員会での答弁(2010年4月27日)

今般の金商法改正におきまして、取引情報の保存、保護義務を課すわけでございまして、どのような情報を報告させるかというその中身につきまして、詳細につきましては、市場の透明性向上の観点ですとか、あるいは国際的な議論を踏まえて今後詰めていくことになるわけですけれども、現時点では、それぞれのデリバティブ取引の取引高ですとか、あるいは相手方がだれかといったような情報を取得するということを想定をしております。

(出所) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/174/0060/main.html>

### (2) 金融商品取引業者等による取引情報の保存・報告

○金融商品取引業者等に対しては、原則、清算集中の対象取引等以外の店頭デリバティブ取引等について、取引情報の保存と当局への報告義務が課される。

○具体的には、金融商品取引業者等は、投資者保護のため、その取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報(清算集中等取引情報を除く)について、記録の作成、保存が義務付けられている(改正金融商品取引法156条の64第1項)。

○加えて、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告することも義務付けられている(同第2項)。

### (3) 取引情報蓄積機関による取引情報の保存・報告

○前記(2)のように金融商品取引業者等には、原則、取引情報の保存・報告義務が課されている。しかし、金融商品取引業者等は、取引情報を次の者に提供し、これらの者が取引情報の保存・報告を行う場合には、義務が免除されることになる(改正金融商品取引法156条の64第3項)。

◇取引情報蓄積機関

◇指定外国取引情報蓄積機関

○金融商品取引業者等から取引情報の提供を受けた取引情報蓄積機関は、記録の作成・保存、内閣総理大臣への報告を行うこととなる(改正金融商品取引法156条の65)。

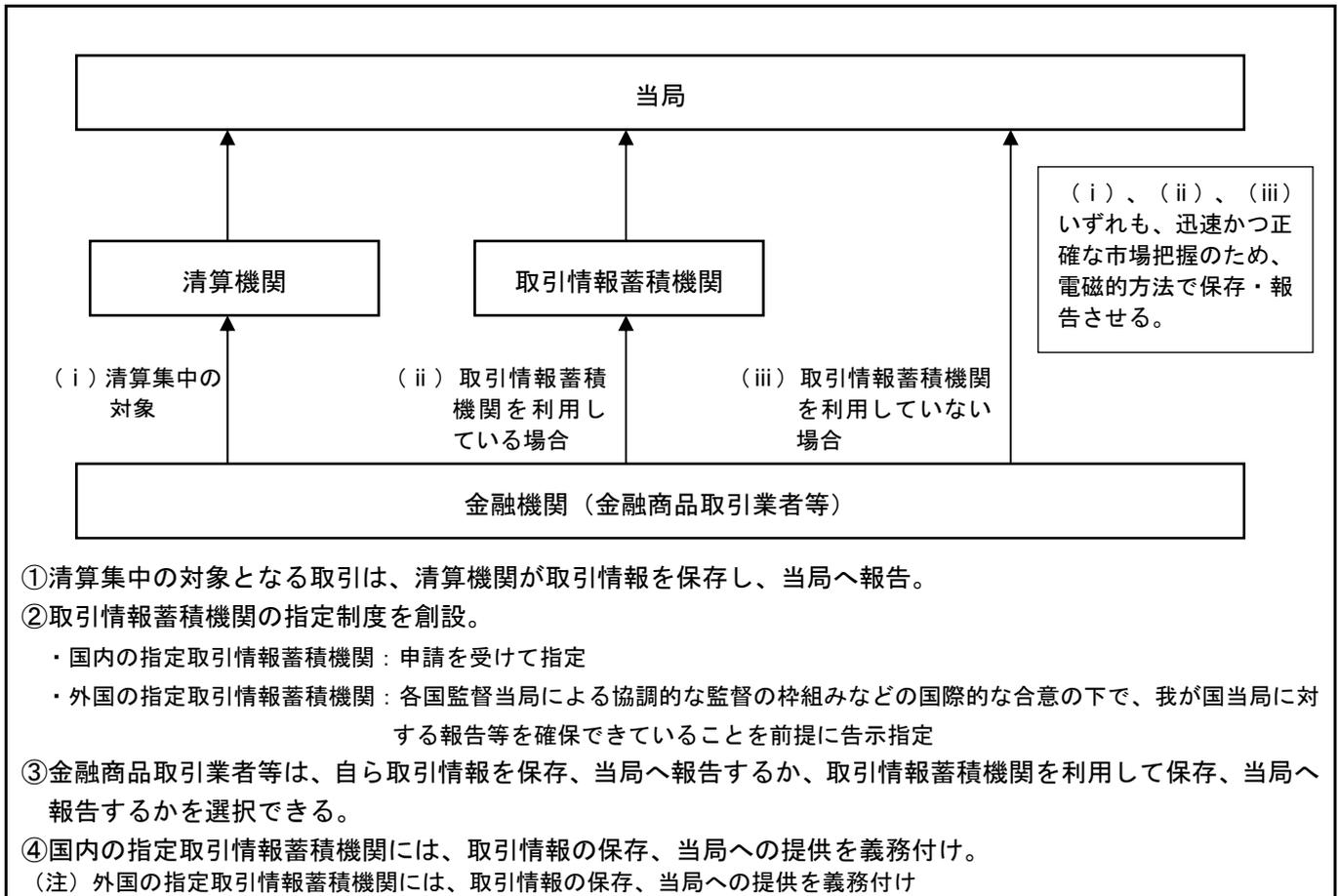
○取引情報蓄積機関については、後記3. で説明する。

○指定外国取引情報蓄積機関とは、外国において取引情報の収集及び保存に関する業務(取引情報蓄積業務)に類する業務を行う者のうち、その者の収集・保存した取引情報を、わが国の当局が取得

することが見込まれる者として指定を受けた者のことである。つまり、外国の取引情報蓄積機関のうち、わが国当局への報告等が確保できる者ということであろう。

○以上の(1)～(3)を整理すると次のようになるだろう。

図表 1 店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告義務の導入



(出所) 金融庁「金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明資料」（平成 22 年 3 月）

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/174/01/setsume.pdf>

#### (4) 当局によるモニタリング、公表など

○清算機関、金融商品取引業者等、取引情報蓄積機関から取引情報の提供を受けた当局は、次のように、その情報を監督やモニタリングに活用することが想定されている。

#### 田村政務官の参議院財政金融委員会での答弁（2010年4月27日）

そのような報告を金融庁が受けて、その取引情報を分析をして、必要に応じて、金融機関に対して、金融機関のリスク管理体制の現状ですとか、あるいは今後の改善策等を聴取をするといったような対応も必要に応じて実施をするということを想定をしているわけでございまして、今申し上げたような対応、取組を通じて、店頭デリバティブ取引に係る平時の、日ごろのモニタリングを強化するとともに、危機のときにおきましては迅速適切な対応を図るということでございますので、そこは委員と問題意識を共有しているところでございます。

(出所) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/174/0060/main.html>

○加えて、次のような取引情報の公表措置を講じることもできるとされている（改正金融商品取引法 156 条の 66）。

◇（当局自らが）取引の規模その他その取引の概要を明らかにするために必要な事項の公表

◇金融商品取引清算機関等、取引情報蓄積機関に対する取引の規模その他その取引の概要を明らかにするために必要な事項の公表命令

### 3. 取引情報蓄積機関

#### (1) 概要

○取引情報蓄積機関とは、取引情報の収集及び保存に関する業務（取引情報蓄積業務）を行う者として、内閣総理大臣の指定を受けた者のことである（指定制度）。

○前記 2. のように、金融商品取引業者等は取引情報蓄積機関を利用することで、自ら取引情報の保存・報告を行う義務を免除されることとなる。言い換えれば、取引情報蓄積機関は、金融商品取引業者等に代わって、取引情報の保存・報告を行うこととなる。

#### (2) 指定要件

○取引情報蓄積機関としての指定は、指定を受けようとする者の申請に基づいて内閣総理大臣が行うこととされている（改正金融商品取引法 156 条の 67 第 1 項）。

○指定のための要件は、次の事項が挙げられている。

①法人であること（※1）

②指定取消処分から 5 年を経過しない者でないこと

③金融商品取引法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（※2）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと

④役員（※3）のうち一定の欠格要件（※4）に該当する者がいないこと

⑤取引情報蓄積業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、取引情報蓄積業務に係る収支の見込みが良好であると認められること

⑥その人的構成に照らして、取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること

（※1）法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。

（※2）これに相当する外国の法令による刑を含む。

（※3）法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。

（※4）具体的には、成年被後見人等、破産者で復権を得ないもの、禁固以上の刑の執行等を終わって 5 年経過しない者、指定の取消処分等から 5 年経過しない者、解任命令等から 5 年経過しない者、金融商品取引法等の違反による罰金の刑の執行等を終わって 5 年経過しない者が掲げられている（改正金融商品取引法 156 条の 67 第 1 項 4 号）。

### (3) 主な規制

○取引情報蓄積機関制度が創設されることに伴い、取引情報蓄積機関及びその役職員に対する規制も整備されている。その主なものを掲げると次の通りである。

- ◇取引情報蓄積機関の役員の兼職制限（改正金融商品取引法 156 条の 69）
  - ……取引情報蓄積機関の代表者及び常務に従事する役員は、内閣総理大臣の認可がない限り、金融商品取引業者などの代表者となることや、常務に従事することなどが禁止される。
- ◇取引情報蓄積機関の役職員の秘密保持義務（同 156 条の 70）
  - ……取引情報蓄積機関の役職員等は、取引情報蓄積業務に関して知り得た秘密の漏洩、盗用が禁止される。
- ◇取引情報蓄積機関の兼業制限（同 156 条の 72）
  - ……取引情報蓄積機関は、内閣総理大臣の承認のない限り、取引情報蓄積業務（及びその付随業務）以外の業務を行うことが禁止される。
- ◇取引情報蓄積業務の外部委託（同 156 条の 73）
  - ……取引情報蓄積機関が取引情報蓄積業務の一部の外部委託するためには、内閣総理大臣の承認が必要とされる。
- ◇業務規程の認可（同 156 条の 74）
  - ……取引情報蓄積機関による業務規程の制定・変更には、内閣総理大臣の認可が必要とされる。
- ◇差別的取扱いの禁止（同 156 条の 75）
  - ……取引情報蓄積機関が、特定の金融商品取引業者等に対し不当な差別的取扱いを行うことは禁止される。
- ◇報告書の提出（同 156 条の 79）
  - ……取引情報蓄積機関は、事業年度ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出する。

### (4) 当局による監督権限

○取引情報蓄積機関制度が創設されることに伴い、当局による取引情報蓄積機関に対する監督権限に関する規定も整備されている。主なものを掲げると次の通りである

- ◇報告徴取、検査権限（改正金融商品取引法 156 条の 80）
- ◇業務改善命令（同 156 条の 81）
- ◇指定の取消し等（同 156 条の 83）
- ◇取引情報蓄積業務移転命令（同 156 条の 84）

○なお、「取引情報蓄積業務移転命令」とは、取引情報蓄積機関が業務停止、廃業、破綻などに陥った場合に、その取引情報蓄積業務の全部又は一部を他の取引情報蓄積機関に行わせるように、当局が命令することである。

○これは、取引情報蓄積機関の業務継続が困難になった場合でも、他の機関への円滑な引継ぎにより、店頭デリバティブ取引等に対するモニタリングなどについて空白が生じないようにするための対応だと考えられる。

## 4. 施行日

- 店頭デリバティブ取引についての清算機関の理由の義務付けについては、**公布日から2年半以内の政令指定日から施行することとされている**（改正法附則1条4号）。
- これは前述のピッツバーグ・サミットの提言（遅くとも2012年末までに実施）を踏まえたものと考えられる。